

照明器具等判断基準小委員会の公開について（案）

総合資源エネルギー調査会省エネルギー基準部会照明器具等判断基準小委員会の公開については、以下によるものとする。

- 1．議事要旨については、原則として小委員会開催翌日までに公開する。
- 2．配布資料は、原則として公開する。ただし、個別企業の秘密に属する情報等が含まれる資料は、非公開とする。
- 3．小委員会は、原則として公開する。ただし、個別企業の秘密に属する情報等が含まれる回は、非公開とすることがある。
- 4．小委員会の開催日程については、事前に周知するものとする。